

i 12月4日～10日
人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日～10日を「第74回人権週間」と定め、人権尊重の普及・高揚の啓発活動を全国的に展開しています。「人権問題ではないだろうか」と感じていることや、子どものいじめ問題での悩みごとなど、法務局へ相談してください。

人権相談所を開設します

■日時

12月5日(月)～9日(金)
10:00～16:00

■場所 千葉地方務局佐倉支局
<佐倉市表町 1-20-11 >

☎ 千葉地方務局佐倉支局
☎ 043 (484) 1222

i 12月10日～16日
北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携しながら北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

一人ひとりが、この問題について関心を持ち、認識を深めましょう。

詳しくは「法務省 北朝鮮人権侵害問題」で検索してください。

i 12月10日～19日
冬の交通安全運動

～飲酒運転は絶対しない、させない、許さない～

年末は、お酒を飲む機会が増え、また、年間で特に日没が早い時期です。飲酒運転による交通事故や、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の増加が心配されます。一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通事故防止を心がけましょう。

☎ 県くらし安全推進課
☎ 043 (223) 2263

i 門松カードを配布



市では、緑化推進事業(緑の募金)を活用して、区・自治会を通じ、各戸に門松カードを配布します。区・自治会に加入していない人は、以下の配布場所でも受け取ることができます。また、市公式ホームページからダウンロードし、印刷して利用いただくこともできます。



■配布日時
12月14日(水)～28日(水)
9:00～17:00

※土・日・祝日、各施設休館日を除く

■配布場所
環境課(分庁舎2階)、日吉台出張所、中央公民館

☎ 環境課 ☎ (93) 4945

i 年末年始特別警戒



年末年始は人の動きが慌ただしく、思いがけない犯罪に遭いやすい時期です。特別警戒期間中は、防犯パトロールなどを強化しますが、自らが犯罪の被害に遭わないよう注意しましょう。

市と市防犯指導員連合会では、成田警察署と連携しながら、防犯を呼びかけます。青色回転灯防犯パトロール車両による、パトロール活動も市内全域で実施しています。

一人ひとりが防犯対策の見直しを

○空き巣を防ぐために、短い外出でも必ず施錠をしましょう。

○自動車盗を防ぐために、短い間でも窓を閉め確実にドアロックをしましょう。

○「電話 de 詐欺(振り込め詐欺など)」を防ぐために、1人で判断せず、家族や警察に相談しましょう。

☎ 市防犯指導員連合会事務局
(市民活動推進課内)
☎ (93) 1117

i 12月分の
学校給食費振替日

■日時 12月12日(月)
※9日(金)までに入金確認をお願いします。

☎ 学校給食センター
☎ (93) 2550

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか?

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

広報とみさとに

広告を

載せてみませんか?

1枠8,000円～

募集中!

広報情報課

☎ (93)3895

納期内納付に
ご協力ください

12/26 (月)

- 固定資産税・都市計画税 第4期
- 国民健康保険税 第6期
- 後期高齢者医療保険料 第6期
- 介護保険料 第6期